

社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会
交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会
第17回合同会議 令和6年7月2日

ヒアリング資料

再生資材の需給バランス、需要拡大策 について
(取り巻く現状や課題、取組等)



本日の内容

1. 全産連（公益社団法人全国産業資源循環連合会）の概要
2. 建設廃棄物の特徴
3. 全産連における建設廃棄物リサイクル製品利用拡大への取り組み
4. 建設汚泥改良土・再生砕石の利用を阻害する原因
5. 首都圏が抱える課題
6. 建設汚泥改良土・再生砕石の利用拡大方策
7. CO2削減への取組
8. 解体系廃石膏について（リサイクル体制の整備促進に向けた要望の提出

1.全産連の概要

目的：産業廃棄物の適正処理を推進し、国民の生活環境の保全と産業の健全な発展に貢献する。

組織：都道府県を単位とした産業廃棄物処理業者で組織されている都道府県協会の中央団体
(<https://www.zensanpairen.or.jp/>)

事業：産業廃棄物の適正な処理体制の確立のために全国の処理業者の組織化、経営基盤の整備、研修会の開催、処理技術の研究、福利厚生制度や保険制度の充実、専門誌いんだすとの発行などの事業を展開

沿革：昭和53年：設立

昭和60年：厚生大臣の許可を受けて社団法人化

平成13年：環境大臣の所管

平成24年：内閣総理大臣より公益社団法人の認定

平成30年：現在の名称に改称

全産連 処理業者加入状況

業種	業界規模 (企業数)	会員 企業数	カバー率
収集運搬業	123,748	13,685	11%
中間処理業	10,446	6,135	59%
最終処分業	784	620	79%

- 全産連正会員の会員企業：約16,000社
(令和5年7月1日現在)

※ 表中の会員企業数の総和は、兼業する企業をそれぞれの業種でカウントしているため、全産連正会員の会員企業数とは一致しない。

※ 業界の規模（企業数）は、産廃情報ネットの統計情報（令和5年7月31日時点）から産業廃棄物処理業者数と特別管理産業廃棄物処理業者数の単純合計数

2.建設廃棄物の特徴

1. 排出量が多い。

- ① 産業廃棄物 : 全体 約3億7,600万トン (※1)
- ② 建設廃棄物 : 約7,440万トン (※2)
- ③ 業種別 : 建設業 (第3位) 約8,094万トン (※1)
- ④ 種類別 : 汚泥 (第1位) 約1億5,982万トン (※1)
がれき類 (第3位) 約6,250万トン (※1)
- ⑤ 最終処分量 : 全体 約883万トン (※1)
建設業 約212万トン (※2)

2. 排出現場が移動する。

3. 委託する処理業者が変更されやすい。

4. 価格重視の傾向が強く、排出する廃棄物の性状、処理の品質、リサイクルの結果等に関する関心が低い。

※1：令和3年度環境省 ※2：平成30年度国土交通省

3. 全産連における建設廃棄物リサイクル 製品利用拡大への取り組み

(1) 建設汚泥改良土

- 建設汚泥を原料とした質の良いリサイクル製品の利用促進

(2) 再生砕石

- リサイクル促進及び新たな利用用途の拡大

(3) 解体系廃石膏ボード

- 適正処理及びリサイクルの推進

- 「建設汚泥リサイクル製品評価のための自主基準」の策定
- 「建設汚泥リサイクル製品事例集」の策定
- 盛土材（ハイブリッドソイル）の利用促進等



4.建設汚泥改良土・再生砕石の利用を阻害する原因

	■建設汚泥改良土■	■再生砕石■
①廃棄物処理法、地方公共団体の条例等の規制による利用阻害	都道府県境を越える移動に対する制限	
	—	保管数量上限規制
	—	保管施設立地規制
②競合品との競争力の欠如	建設発生土との競合	天然砕石との競合
	利用に積極的な工事が少ない	—
③品質に対する信頼性の欠如	再生品の品質に対する不安	
	事業者毎の再生品の品質のばらつき	
	不純物の混入等、廃棄物を原料として利用していることへの不信	
④安定供給に対する不安	必要な時期に必要な量を確保・供給できない	
	事業者のロットが小さく必要量を確保できない	
⑤従来の利用用途の需要減少	—	路盤材としての需要減少

5-1.首都圏が抱える課題 (コンクリート塊と建設汚泥)

RC-40・汚泥改良土の需給ギャップ

コンクリート塊・建設汚泥
発生量

>>

路盤材・建設汚泥改良土
需要

品質の製造プロセスが完成し、再生骨材コンクリートや建設
汚泥改良土の製造・施工技術も完成

①技術

②規格基準

③経済性

JISや指針などが整備

天然建材より安価に価格設定

再生骨材・建設汚泥改良土を普及させるための3つの要素は整っているのに、いまだ普及していない。

5-2.首都圏が抱える課題(まとめ)

- RC-40および汚泥改良土は、**需給ギャップ**が顕在化。
- 汚染土壌を浄化した土砂は、埋戻用の改良土として利用が進み始めた。
- RC-40および汚泥改良土の需給ギャップを埋めるため、
 - ・ RC-40は、**コンクリート用再生骨材**への転換
 - ・ 建設汚泥改良土は、**有価物該当性認証**を活用して、**必要な地域での利用促進**を図りたい。
- 従来の資源循環の考え方に、**CO₂削減効果**を付加させて、価値を高めて、課題解決に取り組む。

6.建設汚泥改良土・再生砕石の利用拡大方策

	■建設汚泥改良土■	■再生砕石■
①廃棄物処理法、地方公共団体の条例等の規制の緩和又は撤廃	個別指定制度による 行政区域を越えた利用の促進	保管施設立地規制の緩和
	廃棄物からの卒業基準の設定と全国での運用 ※ 環境省が「有価物該当性通知」を発出	
②競合品との競争力の確保	適正なコストの積算及び関係者間での適正なコスト負担	
	排出側工事の発注者による 利用工事の確保	—
③品質に対する信頼性の確保	品質基準の統一化及び周知	原料として利用する 廃棄物（原料骨材）の信頼性向上
	品質管理体制の構築	
	品質安定性の確保	
④安定供給体制の構築	安定供給、適時適切な供給体制等を構築するための ストックヤードの確保及び適切な運用	
⑤新たな需要の開拓	—	天然砕石の利用から再生砕石の利用への転換促進 再生骨材コンクリート（M、L）の利用促進
	盛土材（ハイブリッドソイル）の利用促進	

東京都内の砕石組合の出荷量を再生砕石に置換できる可能性は 年間約20万トン前後

7.CO2削減への取組

モーダルシフトによるCO2削減



- 建設廃棄物由来の再生資材は、原料となる廃棄物の受け入れ管理の徹底による、安心安全な材料の製造時の品質管理のもと、新材に比較して製造コストを処理費で補うことで、安価での販売が可能
- 大量生産することができるので、モーダルシフト(船舶による海上輸送)による物流効果を図ることが可能

廃コンクリートCO2固定化検討WGの設置

- 北垣亮馬教授（北海道大学）の指導のもと、廃コンクリートCO2固定化について2024年から検討を開始



材料に固定できるCO2量を“見える化” (写真提供 北垣亮馬教授)

8. 廃石膏ボードリサイクル体制の整備促進に向けた要望の提出

「建設リサイクル法等に関する制度の見直しについての要望書（石膏ボードの特定建設資材への追加等）」を環境省廃棄物規制課及び国土交通省建設業課に提出（平成29年9月25日）（<https://www.zensanpairen.or.jp/activities/demand/>）

1. 建設リサイクル法の特定建設資材への廃石膏ボードの追加
 - 解体現場での廃石膏ボードの分別の徹底が不可欠
2. 再資源化施設の位置付けの明確化
 - 解体現場から中間処理施設を経由した再資源化施設への搬入を、建設リサイクル法における「再資源化施設への搬入」として位置付け
3. 中間処理施設の位置付けの明確化
 - 廃石膏ボードの再資源化のための異物除去（主に手選別）を、廃棄物処理法における中間処理として位置づけ